

平成25年4月払いから健康保険料率を

8・0%（事業主4・6%、被保険者3・4%）に

改訂します



平成25年度（平成25年3月分4月払いから）の健康保険料率を、現状より1.0%引上げて8.0%（事業主4.6%、被保険者3.4%）とします（第2回組合会決議 平成24年12月）。

◎健康保険料率の改訂（調整保険料率含む）

3月払いまで **7.0%**

（事業主4.1%、被保険者2.9%）



4月払いから **8.0%**

（事業主4.6%、被保険者3.4%）

高齢者医療制度への 拠出金負担が重くのしかかる

高齢者医療制度への納付金負担の急増や医療費の増大を背景に、旧新日鐵健保は平成20年度より、旧住金健保は平成21年度より連続して赤字を計上しています。

こうした財政悪化の主要な要因である高齢者医療制度への拠出金負担は、我が国の少子高齢化を背景とした構造的な課題です。積立金の取り崩しのみによる一時的な対応を続けることは限界であるとの認識の下、旧新日鐵健保では平成23年度から保険料の段階的引き上げを図る方針の下で、平成23年度から引き上げに着手してきました。（6・6%→7・0%）

平成24年度は、団塊の世代の第1陣が前期高齢者に到達したことに伴う納付金の大幅増大により、拠出金負担は大幅に増大しましたが、旧住

金健保との合併を控え、保険料率引き上げを延期しました。一方、旧住金健保は厳しい財政状況も踏まえ平成24年度に料率引き上げ（6・4%→6・8%）を行った上で、10月の合併時点で7・0%に統一しました。

平成25年度の健康保険料率 引き上げは待ったなし

平成24年度の合併健保の収支均衡料率は8・3%で、現状の料率7・0%と1・3%の乖離があります。経常赤字額は48億円に達しており、平成25年度の料率引き上げは待ったなしの状況となっています。

保険料率の段階的な 見直しが必要

健診・保健指導の結果を最終的な医療費（保険給付費）削減につなげるための地道な取り組みと事務効率化努力を継続しつつ、まずは保険料

率を段階的に収支均衡料率に近づけていくことが必要です。

平成25年度については、高齢者医療制度への納付金が更に大幅に増大し、また保険給付費の増加もあって収支均衡料率は8・9%に達する見込みです。こうしたことから、健康保険料率を8%に引き上げることとしました。

最大の課題である納付金負担の増大に対して、健保組合は経団連や連合とも連携して、高齢者医療制度への公費投入拡充を国に強く求めています。また、当健保としても引き続き、保健事業費の疾病予防（健診、保健指導、予防接種補助等）への重点投入と組合運営の効率化を推進するとともに、事業主の健康管理部門や加入者の皆さんと手を携えて、当健保加入者の健康度を引き上げ、医療費（保険給付費）の増大防止に努めて参りたいと考えています。なにとぞ、ご理解をいただきますようお願いいたします。